

電気通信積算基準の改定について

(前) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 課長補佐 こじま しょういち 小嶋 正一

1. はじめに

国土交通省土木工事標準積算基準(電気通信編)(以下、「電気通信積算基準」という)は、国土交通省が発注する電気通信設備工事における予定価格の積算に使用されているとともに、無線通信設備等の据付調整業務などの予定価格の積算にも利用されています。

電気通信積算基準は、電気通信設備工事等に必要とされる標準的な歩掛等を設定しているもので、毎年実施している施工実態調査等に基づき、

歩掛の見直しや新たな技術・工法の追加等の改定を行っています。

2. 電気通信積算基準の改定概要

(1) 共通設備工の見直し

共通設備工のうち「配管・配線工」,「配線器具設置工」,「通信配線工」及び「光ケーブル敷設工」については、施工実態調査等により使用頻度の低い(もしくはない)材料にかかる施工歩掛の削除、施工実績があるものの施工歩掛がない歩掛の新設を行いました。また、図-1のように歩掛が同じ

作業種別	細別規格	単 位	電 工	摘 要
屋内管内配線	5 mm 以下	100 m	1.2	
	10 mm 以下	100 m	2.3	
	15 mm 以下	100 m	4.2	
	20 mm 以下	100 m	5.5	
	30 mm 以下	100 m	7.6	
	40 mm 以下	100 m	10.0	
	50 mm 以下	100 m	16.0	
屋外管内配線	5 mm 以下	100 m	1.2	
	10 mm 以下	100 m	2.3	
	15 mm 以下	100 m	4.2	
	20 mm 以下	100 m	5.5	
	30 mm 以下	100 m	7.6	
	40 mm 以下	100 m	10.0	
	50 mm 以下	100 m	16.0	
60 mm 以下	100 m	28.0		

作業種別	細別規格	単 位	電 工	摘 要
管内配線	5 mm 以下	100 m	1.20	
	10 mm 以下	100 m	2.30	
	20 mm 以下	100 m	5.50	
	40 mm 以下	100 m	10.00	
	50 mm 以下	100 m	16.00	
	60 mm 以下	100 m	28.00	

改定前の管内配線(屋外と屋内が区分されていた)

改定後の管内配線(屋外と屋内を統合)

図-1 歩掛の統廃合の例

で施工場所が異なるようなものについては、統合化するなど利用しやすいよう統廃合を行いました。

(2) トンネル照明設備設置工の見直し

今回、トンネル照明器材において、熱の影響を受けやすいLEDモジュールの特性を考慮したアルミ押出型照明器具が仕様化、製品化されました。従来のステンレスプレス加工型照明器具と比べ、小型かつ軽量（従来型の半分程度の質量）で、施工時間の短縮化が可能なものです（図-2）。

このため、トンネル照明設備設置工にアルミ押出型照明器具の設置歩掛を追加しています。

(3) 日当たり施工量の新設（試行）

電気通信設備工事において、より正確な工期算定を行うため、各種工種の日当たり施工量を新設しました。電気通信設備工事の標準工期の算定においては、その大半を占める機器製作期間と現地の工事期間（日当たり施工量より算定）から、適

切な工期を設定できるものです（図-3）。

3. おわりに

国土交通省地方整備局等の発注工事においては、改定した積算基準を平成31年4月から適用しています。また、今回紹介した基準を含め、国土交通省ホームページに改定内容の詳細を掲載しています。

今回の改定により、より実態を踏まえた適切な積算が可能となるとともに、適切な工期設定が行えることから、受注者及び発注者の設計積算の合理化が推進されるなど、働き方改革につながることを期待しています。

【参考HP】

○電気通信関係積算基準等 <http://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>

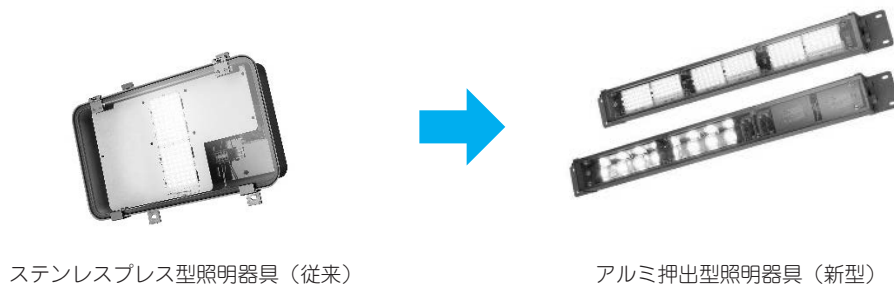


図-2 LED トンネル照明器材

項目/工期	1	2	3	4	5	6	7	8
準備期間	←→		工期の大半が機器製作期間					
機器製作期間			←→					
工事期間							←→	

機器製作期間と工事期間が重複する期間がある

図-3 電気通信設備工事の工期算定